

JR「学校学生生徒旅客運賃割引証」の申請について

学生等の旅客運賃割引制度は、JR各社の旅客営業規則や学校及び救護施設指定取扱規則により、その取り扱いを定めています。

ついては、次のことをご理解いただき、「学校学生生徒旅客運賃割引証」(以下「学割証」)の交付を受けようとする場合は、裏面の「学校学生生徒旅客運賃割引証発行願」(以下「発行願」)に所定事項を記入し、保護者の申請印を押印して学級担任へ提出してください。

1 「学割証」の発行基準

- ① 指定学校に在籍する学生であること。
- ② JR(旅客鉄道会社)を利用する区間が片道101キロ以上であること。
- ③ 旅行目的は、原則として「発行願」の1～7に該当するものであること。

2 「学割証」及び「乗車券」について

- ① 「学割証」1枚につき1人1回に限り、普通旅客運賃の割引を受けることができます。
- ② JR(旅客鉄道会社)の鉄道・航路とも、大人普通旅客運賃の2割引です。
- ③ 旅行の日程が、乗車券の有効期間内であれば往復乗車券を購入してください。

200キロ まで	400キロ まで	600キロ まで	800キロ まで	1000キロ まで
2日	3日	4日	5日	6日

往復乗車券の有効期間は片道乗車券の2倍です。周遊きっぷも購入できます。

- ④ 「学割証」は発行日より3ヶ月有効です。ただし、3年生については卒業する年の3月31日までとなります。

3 利用上の注意事項

- ① 割引乗車券を購入する際に「学生証」の提示を求められることがあります。
- ② 割引乗車券等の使用は、学生本人が「学生証」を携帯している場合に限り有効です。
従って旅行中は「学生証」を携帯してください。他人への譲渡はできません。
- ③ もし万一、「学割証」を紛失・盗難した場合や予定変更により使用しなかった場合には、学校への連絡・返納をお願いします。

令和 年 月 日

松山市立北条北中学校長 様

学年・組 年 組 番

住 所 松山市

生徒氏名

生年月日 平成 年 月 日 (満 才)

保護者氏名

印

学校学生生徒旅客運賃割引証発行願

生徒証明書番号 第()号

乗車・乗船区間 往 駅～ 駅

復 駅～ 駅

行先(市町村名) 都 道 府 県 市 町 村

旅行日程 自 月 日～ 至 月 日

使用目的(1～7の何れかに○印をすること)

- 1 休暇, 所用による帰省
- 2 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- 3 学校が認めた特別教育活動または体育・文化に関する正課外の教育活動
- 4 就職または進学のための受験等
- 5 学校が修学上適当と認めた見学または行事への参加
- 6 傷病の治療, その他修学上支障となる問題の処理
- 7 保護者の旅行への随行